

川崎市幸区選挙管理委員会告示第 10 号

令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び第 4 項並びに公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項及び第 4 項の規定により、次のとおり選任しました。

令和 7 年 7 月 3 日

川崎市幸区選挙管理委員会
委員長 海老塚 美 子

（別紙省略）